

行田市地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、行田市地域公共交通会議設置要綱第12条の規定に基づき、行田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）交通会議の会議に関すること。
- （2）交通会議の資料作成に関すること。
- （3）交通会議の庶務に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

（職員）

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、行田市交通対策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、行田市交通対策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、行田市において定めている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、書体、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管は、事務局長が行う。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、行田市地域公共交通会議で承認された日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状・寸法	書体	用途	個数	管理者
行田市地域公共交通会議会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 行田市地域 公共交通会 議会長之印 </div> 21 mm×21 mm	隸書	会長名をもって 発する文書	1	事務局長